

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、健康増進事務情報における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

度会町長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教育、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に取り扱う。 ・肺がん健診(一次・精密) ・乳がん検診(一次・精密) ・胃がん健診(一次・精密) ・子宮がん検診(一次・精密) ・大腸がん検診(一次・精密) ・肺炎ウイルス検診(一次・精密)
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. がん検診等結果 2. 健康検診結果	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一 76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第54条
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供及び情報照会の根拠)※102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令における情報提供及び情報照会の根拠)※第50条
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健こども課
②所属長の役職名	保健こども課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	度会町保健こども課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 (0596)62-1112

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	1-5 ① 部署	福祉保健課	福祉・環境課	事後	
平成28年4月1日	1-5 ② 所属長	福祉保健課長	福祉・環境課長	事後	
平成28年4月1日	1-8	度会町福祉保健課	度会町福祉・環境課	事後	
平成30年4月1日	1-5 ① 部署	福祉・環境課	福祉保健課	事後	
平成30年4月1日	1-5 ② 所属長	福祉・環境課長	福祉保健課長	事後	
平成30年4月1日	1-8	度会町福祉・環境課	度会町福祉保健課	事後	
令和1年6月28日	1-3 ① 運用項目 1. 対象人数	平成26年10月31日 時点	平成31年 4月1日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、計数時点を最新のものに変更。
令和1年6月28日	1-3 ② 運用項目 1. 対象人数	平成26年10月31日 時点	平成31年 4月1日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、計数時点を最新のものに変更。
令和1年6月28日	IVリスク対策		IVリスク対策	事後	評価書の様式変更。
令和3年4月1日	1-5 ① 部署	福祉保健課	保健こども課	事後	
令和3年4月1日	1-5 ② 所属長	福祉保健課長	保健こども課長	事後	
令和3年4月1日	1-8	度会町福祉保健課	度会町保健こども課	事後	
令和3年4月1日	1-② 事務の概要	健康増進法に基づき、本町が実施した健康診室、がん検診等の情報を管理する。	健康増進法に基づき、各種がん検診、健康教室、健康相談、訪問指導等の各種健康づくりのための事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に取り扱う。 ・肺がん検診(一次・精密)・乳がん検診(一次・精密)・胃がん検診(一次・精密)・子宮がん検診(一次・精密) ・大腸がん検診(一次・精密)・肺炎ウイルス検診(一次・精密) ・骨粗鬆症検診(一次・精密)・歯周疾患検診(一次・精密)	事後	
令和4年3月11日	1-③ システムの名称	1. 健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ	事後	
令和4年3月11日	1-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	1. 番号法第9条第1項、別表第一76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第54条	事後	
令和4年3月11日	1-4 ② 法律上の根拠		番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供及び情報照会の相違)※102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める省令(別表第二主務省令)における情報提供及び情報照会の根拠)※第50条	事後	